

基本情報

案件名: 第3次環境基本計画の策定について

<p>現状</p>	<p>環境基本法第7条に基づき、環境に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年3月に「伊万里市環境基本計画」を策定し、平成28年3月には第2次伊万里市環境基本計画として改定を行っている。</p> <p>現在の計画である第2次伊万里市環境基本計画では環境都市像として「豊かな自然と人が共生するまち・伊万里」を掲げ、令和7年度を目標年次として策定。この計画では、5つの基本目標を定め、総合的かつ計画的に環境保全の取組を進めていくこととしており、行政(市)や市民、事業者、CSOの役割を定めている。</p>
<p>問題点、課題</p>	<p>国において脱炭素社会の実現を目指すため、2030年度までに温室効果ガスを2013年度から46%の削減、2050年にカーボンニュートラルを実現するとの目標が掲げられた。温室効果ガスの削減目標等を計画等に定めていないことから、脱炭素の視点を盛り込んだ内容で環境基本計画の改定等を行い、市民、事業者等に対して将来的なビジョンを示す必要がある。</p>
<p>施策の策定にあたっての考え方</p>	<p>計画期間は令和7年度までであるが、上記課題を早期に解決するため、1年前倒し基本計画の改定を実施、併せて温室効果ガスの削減に取り組むための地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び気候変動適応に関する施策を推進するための地域気候変動適応計画を策定する。また令和6年度は市民アンケートを実施し現計画の最終評価及び市民の意向や意見を聴取する。</p>